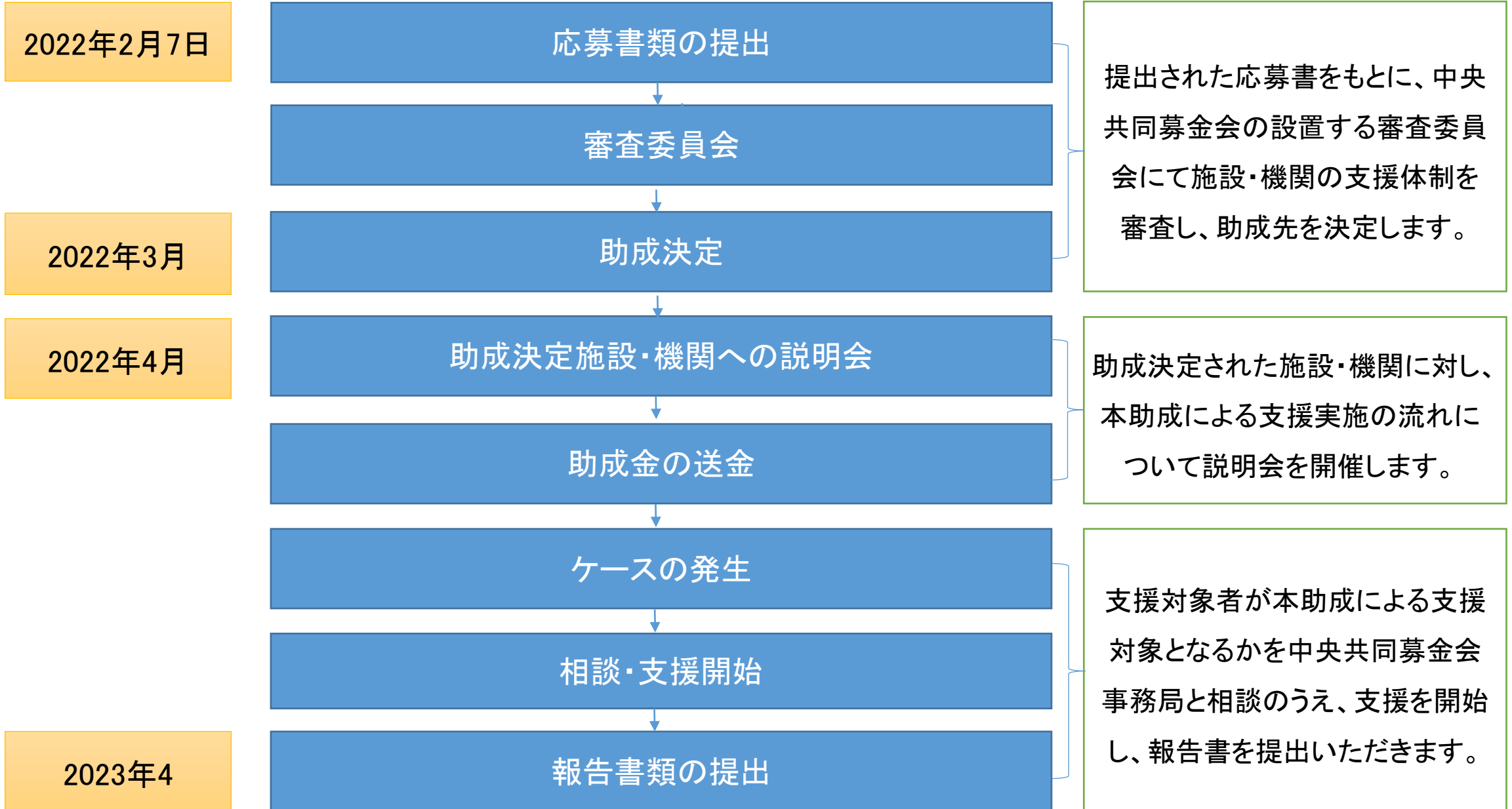




赤い羽根福祉基金 盛和塾「リスタート応援助成」事業実施の流れ





◆支援対象者について

本助成は施設や機関の退所者への支援体制について審査させていただいたうえで、組織に対して助成するものです。そのため、個別のケースが本助成の支援対象となるかについては、助成決定後にご相談いただいたうえで判断することになります。

質問	回答
①応募時点で離職している退所者がいなければならないか？	応募時点で離職している退所者がいる必要はありません。 応募時点で離職中の退所者がいない場合、応募書には想定 of 支援対象人数をご記入ください。
②応募時点で施設や自立援助ホームに在籍している者は対象となるか？	応募時点での施設在籍状況は問いませんが、助成決定後に本助成による支援を開始する時点で施設等へ措置されている方は本助成の対象となりません。
③退所に向けてこれから就職活動を行う予定の者は対象となるか？	『再就職をめざしていること』が要件となるため、就労経験がない方の就職活動にかかる経費は本助成の対象となりません。
④高校でアルバイトをしていた者の就職活動は対象となるか？	社会人としての就労経験がある方を対象としているため、高校を卒業見込みの方の就職活動にかかる経費は対象となりません。
⑤施設退所後に就職→退職後、扶養の範囲内で就職済みの者は対象となるか？	扶養の範囲内に関わらず、就労中の方の転職活動にかかる経費は原則として本助成金の対象となりません。
⑥退所後にアルバイトのみで生活しているが、正社員をめざすためにアルバイトを続けながら就職活動をする際の費用は対象となるか？	雇用形態に関わらず、就労中の方の転職活動にかかる経費は原則として本助成の対象とはなりません。
⑦社会的養護自立支援事業を利用している者は対象となるか？	公的な支援制度で生活費等が支給されている場合、同様の費用を本助成で支出することはできません。本助成によりどのような費用に対する支援が必要であるかを応募書にご記入ください。
⑧再就職は、必ず正社員をめざさなければならないのか？	正社員に限らず、アルバイト、派遣社員、契約社員をめざす場合も本助成で支援することが可能です。



◆助成対象となる施設・機関について

質問	回答
①自立支援コーディネーターを配置していなくても応募可能か？	自立支援コーディネーターを配置していなくても、退所後のケアを行う担当者が決まっていれば応募することが可能です。
②社会的養護自立支援事業を受託していることは必須か？	退所児童等支援事業所の場合は社会的養護自立支援事業を受託していることが必須となりますが、児童養護施設や自立援助ホーム、児童家庭支援センター、フォostリング機関の場合は社会的養護自立支援事業を受託していなくてもご応募することが可能です。
③社会的養護自立支援事業を受託している退所児童等支援事業所の場合、対象となるのは受託している地域の退所者のみか？	団体の社会的養護自立支援事業を受託している地域と、支援対象者の居住地や出身施設の所在地が異なる場合でも、本助成で支援することが可能です。

◆応募書類について

質問	回答
①支援計画書は既定の様式があるのか？	支援計画書の様式は指定しておりませんので、施設・機関ごとに作成されている支援計画書の様式をお送りください。
②支援計画書は応募書に記載した支援対象人数分の提出が必要か？	支援計画書は、施設・機関で日頃実施されている支援体制を確認させていただくためにご提出をお願いしております。 そのため、支援対象者ひとりひとりの支援内容をご記入いただく必要はなく、施設・機関で普段作成されている様式のみご提出いただければ結構です。

◆助成金について

質問	回答
①施設・機関が執行する経費として、就労を継続している退所児童への相談支援等にかかる経費に助成金を充当することは可能か？	本助成による支援対象者の要件の一つに「再就職をめざしていること」が必須であるため、就労を継続している方へ支援費用として本助成金を執行することはできません。
②支援の結果、助成期間内に就職ができなかった場合は助成金を受けられないのか？	本助成は就職をめざすことを必須の要件としておりますが、助成期間内に就職活動に励んだ結果、就職がかなわなかった場合に助成金が執行されないものではありません。
③採択されて、支援ケースが発生しなかった場合はどうなるのか？	本助成による支援対象のケースが発生しなかった場合は、助成金を返還いただくことになります。